改 正 後	現行	摘	要
(別添1) 三者検討会委託業務共通仕様書	(別添1) 三者検討会委託業務共通仕様書		
・目 的 ~ 本業務は、工事 <u>着手前及び施工途中において</u> 、発注者・施工者(受注者)・設計者(コンサルタント)の三者が、設計の考え方や現場施工時の留意事項等を打ち合わせ、工事施工をより確実なものとすることを目的とする。	・目 的 ~ 本業務は、工事 <u>発注後に</u> 、発注者・施工者(受注者)・設計者(コンサルタント)の三者が、設計の考え方や現場施工時の留意事項等を打ち合わせ、工事施工をより確実なものとすることを目的とする。		
(現 行 ど お り)	1.事前準備~2.質問回答への準備		
3 . 三者検討会 検討会での確認事項は以下に示すものとする。 (1)施工者による報告 ・施工者は、設計図書の照査結果、現地調査の結果及び疑問点等を報告する。 この際、現場不符号等に該当する事実がある場合は、その箇所を示す。 (2)発注者による回答 ・発注者は、施工者からの質問内容に対する回答を行う。 (3)設計者による説明 ・設計者による説明 ・設計者は、資料等により設計意図及び施工上の留意点等を的確に説明するとともに、必要により施工者からの質問等に回答する。 (4)三者による確認 ・検討会の各出席者は、設計図書である設計図等と現地状況との整合性、設計条件、意図及び施工上の留意事項について確認する。 ・打ち合わせた内容などは、検討結果協議簿により整理する。 なお、検討会において確認された現場不符号等のうち、再調査や再計算が必要となる事項は発注者・施工者・設計者の三者においてその責任範囲を明確にする。 (5)設計・施工に係る意見交換 ・上記確認事項の他、設計・施工に係る事項の中で、新技術やコスト縮減に関する提案などがあれば意見交換を行う。 (6)以降の活用 ・以降の検討会の活用について、その必要性、確認すべき事項、開催時期などについて協議し、三者の合意により決定するものとする。 (現 行 ど お り)	3 . 三者検討会 検討会での確認事項は以下に示すものとする。 (1)施工者による報告 ・施工者は、設計図書の照査結果、現地調査の結果及び疑問点等を報告する。 この際、現場不符号等に該当する事実がある場合は、その箇所を示す。 (2)工事監督員による回答 ・工事監督員は、施工者からの質問内容に対する回答を行う。 (3)設計者による説明 ・設計者は、資料等により設計意図及び施工上の留意点等を的確に説明するとともに、必要により施工者からの質問等に回答する。 (4)三者による確認 ・検討会の各出席者は、設計図書である設計図等と現地状況との整合性、設計条件、意図及び施工上の留意事項について確認する。 ・打ち合わせた内容などは、検討結果協議簿により整理する。なお、検討会において確認された現場不符号等のうち、再調査や再計算が必要となる事項は発注者・施工者・設計者の三者においてその責任範囲を明確にする。 (5)設計・施工に係る意見交換 ・上記確認事項の他、設計・施工に係る事項の中で、新技術やコスト縮減に関する提案などがあれば意見交換を行う。 (6)以降の活用 ・以降の検討会の活用について、その必要性、確認すべき事項、開催時期などについて協議し、三者の合意により決定するものとする。 4 . 検討結果協議簿作成		

改 正 後	現 行	摘要
(別添2) 特記仕様書例(三者検討会に係る委託業務)	(別添2) 特記仕様書例(三者検討会に係る委託業務)	
1 当該業務の実施にあたっては、「三者検討会委託業務共通仕様書」によること。 「三者検討会委託業務共通仕様書」については、北海道建設部 <u>建設政策局建設</u> 管 理課のホームページから参照可能である。 (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ <u>ksk/g</u> kn/kouji/sansyakentoukai/sansya.htm)	1 当該業務の実施にあたっては、「三者検討会委託業務共通仕様書」によること。 「三者検討会委託業務共通仕様書」については、北海道建設部 <u>技術</u> 管理課のホームページから参照可能である。 (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/gkn/kouji/sansyakentoukai/sansya.htm)	
2 検討会実施時期 <u>施工</u> 者による設計図書の照査及び現地調査が完了した時点並びに 工の施工 に着手する時点の 回とする。 なお、詳細の時期については、業務担当員の指示によること。	2 検討会実施時期 受注者による設計図書の照査及び現地調査が完了した時点並びに 工の施工 に着手する時点の 回とする。 なお、詳細の時期については、業務担当員の指示によること。	
(現 行 ど お り)	3 提出成果品は、次のとおりとする。 検討結果協議簿 2 部(原稿1部、コピー1部)	

「一番検討会実施要領の連用」新旧対照表			
現行	摘	要	
別紙 3 特記仕様書例(三者検討会の発注者開催対象工事)			
当該工事は、 <u>契約締結後</u> に発注者・ <u>受注者</u> ・ <u>コンサルタント</u> の三者が、設計の考え方や現場施工時の留意事項等を打合せる「三者検討会」の開催を予定している。			
1 . 検討会の開催時期は、次の 回を予定している。 (1) <u>受注</u> 者による設計図書の照査及び現地調査が完了した時点 (2) 工の施工に着手する時点(予定)			
2 . 三者検討会の構成員は、次を標準とする。 (1) 発注者 ~ 工事監督員(総括監督員、主任監督員、監督員) 建設管理部事業担当課係長等(必要により) (2) 施工者 ~ 受注者(現場代理人、主任技術者、監理技術者等) (3) 設計者 ~ 当該工事に係る詳細設計等を受託したコンサルタント(委託契約当時の管理技術者、担当技術者等の設計・施工条件を説明できる者)			
3 . 施工者は、 <u>契約締結後</u> 、速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施するとと もに、施工計画立案における疑問点、確認を要する事項等を整理して、検討会の 開催時期、照査結果及び疑問点等を <u>工事監督員</u> に報告すること。			
 4.検討会での確認事項等は以下に示すものとする。 (1) 受注者による報告 受注者は、設計図書の照査結果、現地調査の結果及び疑問点等を報告する。この現場不符合等に該当する事実がある場合は、その箇所を示す。 (2) 工事監督員による回答 工事監督員は、施工者からの質問内容に対する回答を行う。 (3) コンサルタントによる説明 コンサルタントは、資料等により設計意図及び施工上の留意点等を的確に説明すとともに、必要により受注者からの質問等に回答する。 (4) 三者による確認 検討会の各出席者は、契約図書である設計図等と現地状況との整合性、設計条件・意図及び施工上の留意事項について確認する。また、打合せた内容などの確認は、工事施工協議簿により行う。なお、検討会において確認された現場不符合のうち、再調査や再計算が必要となる事項は、発注者・受注者・コンサルタントの三者においてその責任範囲を明確にする。 (5) 設計・施工に係る意見交換上記確認事項の他、設計・施工に係る事項の中で、新技術やコスト縮減に関する提案等があれば意見交換を行う。 			
	別紙 3 特記仕様書例 (三者検討会の発注者開催対象工事) 当該工事は、契約締結後に発注者・受注者・コンサルタントの三者が、設計の考え方や現場施工時の留意事項等を打合せる「三者検討会」の開催を予定している。 1 . 検討会の開催時期は、次の 回を予定している。 (1) 受注者による設計図書の照査及び現地調査が完了した時点(2) 工の施工に着手する時点(予定) 2 . 三者検討会の構成員は、次を標準とする。 (1) 発注者 ~ 工事監督員(総括監督員、主任監督員、監督員)建設管理部事業担当課係長等(必要により) (2) 施工者 ~ 受注者(現場代理人、主任技術者、監理技術者等) (3) 設計者 ~ 当該工事に係る詳細設計等を受託したコンサルタント(委託契約当時の管理技術者、担当技術者等の設計・施工条件を説明できる者) 3 . 施工者は、契約締結後、速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施するとともに、施工計画立案における疑問点、確認を要する事項等を整理して、検討会の関催時期、照査結果及び疑問点、確認を要する事項等を整理して、検討会の開催時期、照査結果及び疑問点等を工事監督員に報告すること。 4 . 検討会での確認事項等は以下に示すものとする。 (1) 受注者による報告受注者は、設計図書の照査結果、現地調査の結果及び疑問点等を報告する。この現場不符合多に該当する事実がある場合は、その箇所を示す。 (2) 工事監督員は、施工者からの質問内容に対する回答を行う。 コンサルタントによる説明コンサルタントによる説明コンサルタントによる説明コンサルタントにより設計意図及び施工上の留意点等を的確に説明すとともに、必要により、登注者からの質問等に回答する。 (4) 三者による確認 検討会の各出席者は、契約図書である設計図等と現地状況との整合性、設計条件・意図及び施工との留意事項について確認する。また、打合せた内容などの確認は、工事施工協議簿により行う。なお、検討会において確認を可能のでいて確認する。また、打合せた内容などの確認は、工事を可能のである。また、打合せた内容などの確認は、工事を可能のである。表記を記者を可能の表記を記書を可能の表記を記書を可能の表記	現 行 摘 別紙 3 特記仕様書例(三者検討会の発注者開催対象工事) 当該工事は、契約締結後に発注者・受注者・コンサルタントの三者が、設計の考え方や現場施工時の留意事項等を打合せる「三者検討会」の開催を予定している。 1.検討会の開催時期は、次の 回を予定している。 (1)受注者による設計図書の照査及び現地調査が完了した時点 (2) 工の施工に着手つる時点(予定) 2.三者検討会の構成員は、次を標準とする。 (1)発注者 ~ 受注者(場話監督員、監督員)建設管理部事業担当課係長等(必要により) (2)施工者 ~ 受注者(場係代理人、主任技術者、監理技術者等) 3.設計者 ~ 当該工事に係る詳細設計等を受託したコンサルタント(委託契約当時の管理技術者、担当技術者等の設計・施工条件を説明できる者) 3.施工者は、契約締結後、速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施するとともに、施工計画立案における疑問点、確認を要する事項等を整理して、検討会の開催時期、照査結果及び疑問点等を工事監督員に報告すること。 4.検討会での確認事項等は以下に示すものとする。 (1)受注者による報告受注者は、設計図書の照査結果、現地調査の結果及び疑問点等を報告する。この現場不符合等に該当する事実がある場合は、その箇所を示す。 (2)工事監督員による回答 工事監督員による回答 工事監督員による回答 (3)コンサルタントによる説明すとともに、必要により受注者からの質問今に回答する。 (4)三者による確認 検討会の各出席者は、契約図書である設計図等する。 	

改 正 後	現 行	摘 要
(6) 以降の活用 以降の検討会の活用について、その必要性、確認すべき事項、開催時期等に ついて協議し、三者の合意により決定するものとする。	(6) 以降の活用 以降の検討会の活用について、その必要性、確認すべき事項、開催時期等に ついて協議し、三者の合意により決定するものとする。	
5. <u>施工</u> 者は、上記で示した以外においても、別途に三者検討会開催の申し出をすることができるものとする。 この際、 <u>施工</u> 者は、 <u>発注者</u> 及び <u>設計者</u> と、検討会での確認事項及び開催時期等について協議すること。 また、 <u>施工</u> 者の申し出がなくとも、 <u>設計者</u> からの開催申し出がある場合は、同様の手順に則り、三者検討会を開催することがある。 なお、これによる検討会の開催に必要な経費は、申し出者の負担とする。	5.受注者は、上記で示した以外においても、別途に三者検討会開催の申し出をすることができるものとする。 この際、受注者は、工事監督員及びコンサルタントと、検討会での確認事項及び開催時期等について協議すること。 また、受注者の申し出がなくとも、コンサルタント等からの開催申し出がある場合は、同様の手順に則り、三者検討会を開催することがある。なお、これによる検討会の開催に必要な経費は、申し出者の負担とする。	
6. 三者検討会の検証について別途アンケートを行う場合があるので、 <u>施工</u> 者はこれに協力すること。	6.三者検討会の検証について別途アンケートを行う場合があるので、 <u>受注</u> 者はこれに協力すること。	

改 正 後	現行	——— 摘	 要
特記仕様書例(三者検討会の発注者開催対象となっていない工事)	特記仕様書例(三者検討会の発注者開催対象となっていない工事)		
1.受注者(以下「施工者」という。)は、当該工事において、施工前及び施工途中において、発注 者・施工者・コンサルタント(以下「設計者」という。)の三者が、設計の考え 方や現場施工時の留意事項等を打合せる「三者検討会」開催の申し出をすること ができるものとする。この場合、施工者は施工前及び施工途中において、速やかに発注者と協議する こと。また、施工者の申し出がなくとも、設計者からの開催申し出がある場合は、同様の手順に則り、三者検討会を開催することがある。なお、これによる検討会の開催に必要な経費は申し出者の負担とする。	1.受注者 は、当該工事において、契約締結後に発注者・受注者・コンサルタント の三者が、設計の考え方や現場施工時の留意事項等を打合せる「三者検討会」開催の申し出をすることができるものとする。この場合、受注者は契約締結後速やかに工事監督員と協議すること。 また、受注者の申し出がなくとも、コンサルタント等からの開催申し出がある場合は、同様の手順に則り、三者検討会を開催することがある。 なお、これによる検討会の開催に必要な経費は申し出者の負担とする。		
2.検討会の開催時期は、 <u>施工</u> 者による設計図書の照査及び現地調査が完了した時点を原則とし、必要により、工事施工中の適切な時点として、次の場合等も可能とする。 (1)重要な現場条件の確認が必要と考えられる場合、 (2)現場条件に不確定な要素を含んでおり、その確認結果により施工方針の判断が求められる可能性のある場合	2.検討会の開催時期は、受注者による設計図書の照査及び現地調査が完了した時点を原則とし、必要により、工事施工中の適切な時点として、次の場合等も可能とする。 (1)重要な現場条件の確認が必要と考えられる場合、 (2)現場条件に不確定な要素を含んでおり、その確認結果により施工方針の判断が求められる可能性のある場合		
3 . 詳細については、「三者検討会実施要領」によるものとする。 「三者検討会実施要領」については、北海道建設部建設 <u>政策</u> 局 <u>建設</u> 管理課のホームページから参照可能である。 (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ <u>ksk/g</u> kn/kouji/sansyakentoukai/sansya.htm)	3.詳細については、「三者検討会実施要領」によるものとする。 「三者検討会実施要領」については、北海道建設部建設 <u>管理</u> 局 <u>技術</u> 管理課のホームページから参照可能である。 (http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/gkn/kouji/sansyakentoukai/sansya.htm)		
4. 三者検討会が開催された際には、検証について別途アンケートを行う場合があるので、 <u>施工</u> 者はこれに協力すること。	4 . 三者検討会が開催された際には、検証について別途アンケートを行う場合があるので、受注者はこれに協力すること。		